

令和6年1月 日

福津市長 原崎 智仁 様

福津市国民健康保険運営協議会
会 長

福津市国民健康保険事業の運営について（答申）

福津市国民健康保険の運営について、令和5年8月21日付5福保第333号で諮問があり、当協議会に意見を求められましたので、下記のとおり答申します。

記

持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から県と市町村が国民健康保険を共同運営（県単位化）して6年目となりました。制度改革に伴い導入された納付金は、令和5年度までの制度定着期には国費や県繰入金を活用した激変緩和措置があり、本市においても一定程度の負担が緩和されたため、その間赤字補てんを目的とした一般会計からの繰入は無く、国民健康保険事業の運営が行われています。県の国民健康保険運営方針では、令和6年度から保険料水準の県内均一化移行期となり、激変緩和措置は終了します。このようななか、本市の令和6年度以降の状況を推計すると、被用者保険の適用拡大や団塊の世代が後期高齢者に移行することにより、全体の被保険者数は減少していきますが、前期高齢者の占める割合が高くなっていくため、保険給付費の総額は減少しないことが見込まれます。

また、後期高齢者医療制度の被保険者数が増加していくため、制度を支えるための現役世代からの支援金である「後期高齢者支援金」の増大が見込まれます。さらに、令和6年度の県から提示された納付金額を見ましても、一人当たりの納付金は、今後も大きく伸びて増額になることは必至です。当協議会においては、これらのことについても重要な課題として認識いたしました。

本市は、県単位化に伴い平成30年度と令和2年度に保険税の改定を行い、黒字分は国保特別準備基金（以下「基金」という。）への積立を行っていますが、基金を超える不足が生じれば国民健康保険特別会計は赤字となり、一般会計からの繰入無しに納付金を納めることができなくなることも予想されます。

このような状況を踏まえると、国民健康保険は加入者である被保険者が安心して医療を受けられるよう相互扶助により運営される医療保険制度であり、時代に対応できる保険給付と保険税負担の在り方について十分な認識を持つことがさらに必要と捉えています。そのうえで当協議会では、本来負担すべき保険料水準に見合う改定を行うことは容認せざるを得ないという結論に至りました。

保険税の改定にあたっては、モデルケースによる世帯単位の影響額を試算するなど慎重な審議を重ねたところですが、別紙1に示す保険税率に改定することを提案します。また、改定前後の差額、世帯単位での試算結果については別紙2のとおりとなります。

ただし、安易に保険税の改定のみ reliant ことなく、医療費適正化を図るため、特定健診等受診率の向上や重症化予防など、データヘルス計画に基づき効果的、効率的な保健事業及び健康づくり事業への取組がこれまで以上に必要であると考えます。また被保険者一人ひとりが公平に保険給付を享受できるための国民健康保険事業の財源である保険税について、さらなる徴収率の向上への取組を求めます。

加えてこうした取組を広く市民に周知し、健康寿命を延ばすために一人ひとりが健康に対する意識を高めていくことができるよう、市を挙げて取り組むことを併せて提言します。

(保険税の税率について)

- ・ 税率改正は単年度ごとに検討すること。
- ・ 県の提示する標準保険税率を参考にすること。